

報告第34号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第23号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年10月19日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

ため池管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発見の日時

令和5年9月2日 午前1時頃

2 事故発生場所

つくば市大井1669番1地先のため池

3 相手方

(1) 所在地 土浦市

(2) 法人名

4 事故の概要

市が管理しているため池敷地内の樹木が倒れ、駐車していた相手方の車両に当たり破損させたもの

5 損害賠償額

金809,860円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金809,860円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。